

令和5年度 小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び
省エネ設備等改修工事設計業務委託仕様書

1 委託の目的

小城市生涯学習センターは、「生涯学習活動の拠点」「コミュニティの拠点」となる施設であるが、災害時の避難施設としての機能もあることから、当施設の運営継続性の確保として24時間以上の非常用電源確保を行う必要がある。また、当市は温室効果ガス排出量が2050年までに実質ゼロとなるための取組を進めていることから、平時における温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能が発揮可能となり、災害時の事業継続性の向上にも寄与する再生可能エネルギー設備等を導入するものである。

2 業務期間

契約締結日から令和6年1月15日（月）まで

3 提案上限額

35,193,400円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4 委託業務内容

調査対象施設について「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（2号事業及び1号事業）」補助金の要件に沿った設備等の導入に関わる調査及び基本設計並びに実施設計を行う。

なお、上記補助事業の要件等については、補助金執行団体のホームページを参照のこと。

（参照 URL: https://www.eic.or.jp/eic/topics/2023/resi_r04c/001/）

（1）基礎データ収集・整理（基礎調査）

①対象施設において、施設管理図面と現地における実機との突合確認を行い、現状の設置設備の正確な種別及び調査を行う。なお、設置設備は原則として下記設備を対象とするものとする。

- ・空気調和設備
- ・照明設備
- ・その他、省CO₂に資する設備

（2）エネルギー使用状況の把握

①対象施設におけるエネルギー使用量等の基礎データを収集整理し、温室効果ガス総排出量を算定する。温室効果ガス総排出量の算定対象期間は3年程度とする（詳細は別途協議）。上記基礎調査にて明確になった既存設備に関して、現状のエネルギー使用状況から費用対効果の高い改修方針の整理を行い、基本設計時における基礎資料とする。

②平時におけるCO₂削減効果、及び災害時における自立電源設置を目的とした再生可能エネルギー（太陽光パネル、蓄電池）の設置に係る基本調査を行うこと。なお、再生可能エネルギーの出力・容量等については、環境省が提示している「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック」を参照のこと。（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html）

（3）基本設計業務

①上記各調査により明確になった情報及び市との協議結果を基に、基本設計を実施すること。

②再生可能エネルギーの設計においては、上記基本調査及び下記資料等を参考とし、業務を行うこと。

※地域における再生可能エネルギー設備導入の計画時の留意点～再生可能エネルギー設備導入に係るリスクとその対策～

(<https://www.env.go.jp/content/900498548.pdf>)

※地域における再生可能エネルギー設備導入の計画時の留意点～コスト等の把握を通じた事業性の評価～

(<https://www.env.go.jp/content/900498547.pdf>)

(4) 実施設計業務

上記基本設計に基づく実施設計業務の内容や成果物等を市と協議を行い実施すること。また、基本設計に含まれない設計業務として、別紙「小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務（補助対象外）特記仕様書」に基づき、市との協議を基に実施設計業務を実施すること。

(5) 報告書作成

上記業務の内容をまとめた「調査報告書」「基本設計」「実施設計」を作成すること。また、補助金の実績報告に係る資料作成等の支援を行うこと。

(6) 設計と条件

①補助対象に係る設計概要

- ア 空調設備：高効率空調機への改修、ホール空調改修
- イ 照明設備：LED化
- ウ 換気設備：高効率換気機器への改修
- エ 再エネ設備・特定負荷：太陽光設備、蓄電池設備導入

②補助対象外に係る設計概要

- ア ホール特定天井の改修
- イ 屋上防水の改修
- ウ 事務室改装
- エ トイレ改修（洋式化）
- オ ホール舞台照明設備改修
- カ ホール舞台諸幕取替

なお、補助対象外に係る概要については、別紙「小城市生涯学習センター再生可能エネルギー設備等導入及び省エネ設備等改修工事設計業務（補助対象外）特記仕様書」を参照すること。

補助対象及び補助対象外を含めた建設条件として予定工事費は7億8千万円(消費税及び地方消費税相当額を含む)以内を想定している。(建設予定工期：令和6年10月初旬から令和7年12月末まで)

5 打合せ協議

事業実施に当たっては、市担当者と十分に打合せを行うこと。なお、業務を適正かつ円滑に実施するため、十分な連絡調整を行い、協議・打合せ内容について、受託者が打合せ記録を作成して提出すること。

6 報告書

本業務における報告書類として、次のものを提出すること（書式等については別途協議）。

なお、成果品は、市に帰属するものとし、市が管理を行うものとする。また、受託者は、市の許可なく成果品の公表、貸与又は譲渡をしてはならない。なお、各々の資料に記載する内容は下記の項目を原則とする（市との協議により、適宜、追加・変更等を行うものとする）。

①調査報告書

- ア 現状設備の詳細について
- イ 市担当者への聞き取りによる、各設備運転時間について
- ウ 対象施設におけるエネルギー使用状況（過去3年分のデータ仕分け）
- エ 再生可能エネルギーの導入可能性検討

②基本設計

- ア 基本調査等に基づき設計条件として整理
- イ 法令上の諸条件の調査及び整備
- ウ 基本設計方針策定及び設計図書の作成
- エ 概算工事費の検討

③実施設計

- ア 要求水準の確認
- イ 法令上の諸条件の調査及び整備
- ウ 実施設計策定及び設計図書の作成
- エ 工事費の検討（補助対象、補助対象外の各項目毎）
- オ 実施工程表

7 守秘義務

受託者は、市が指示又は承諾した場合を除き、業務上知り得た情報を第三者に漏洩又は他の目的に使用してはならない。

8 著作権

成果物、その他これに類するものの著作権は、市に帰属するものとし、受託者は著作者人格権を行使しないものとする。

9 その他

本仕様書に定めのない事項については、市と受託者が協議した上で決定する。